

被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会

中間取りまとめ(案)【参考資料】

目次

1. 災害時の「住まい」の確保のための総合的な支援の実施……………	3
2. 被災者への情報提供・相談体制の強化（「情報拠点」の整備等）……………	12
3. 「全市町村」による災害時の「被災者台帳」の活用に向けた体制整備……………	18
4. 地震や風水害に対する保険・共済についての積極的な取組……………	24
5. より迅速・的確な住家被害認定業務の推進……………	28

応急仮設住宅の現状について

基本的な考え方

○住宅を再建できるまで
応急的・一時的住まい
(仮住まい)の確保

○現物提供が原則

○資力要件

制度当初の取扱い

○「雨露をしのぐ」ため最低限の広さ、
機能等を具備(必要最低限の面
積、費用の上限を設定)

○提供できる期間は2年

○応急建設住宅が原則

○厳格に運用

現行の取扱い(特に東日本大震災において)

○日常生活の場
⇒・機能向上(暖房機能の追加等)
・「コミュニティ」確保

○コストの上昇

○入居期間の長期化(2年超)

○短期間での大量供給が難しい、建
設用地が不足(一方で、大都市にお
ける大量の空き家の存在)の場合
⇒ 民間賃貸住宅の活用

○住家被害の程度のみで判断

○他の施策(低所得者対策等)とのバランス

○応急仮設住宅の退去の取扱い

災害救助法(抄)

■災害救助法(昭和二十二年十月十八日法律第百十八号)(抄)

(目的)

第一条 この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

(救助の対象)

第二条 この法律による救助（以下「救助」という。）は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。）内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

(救助の種類等)

第四条 救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 二～十 略

2 救助は、都道府県知事が必要があると認めた場合においては、前項の規定にかかわらず、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。

■災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準 (平成二十五年十月一日内閣府告示第二百二十八号)(抄)

(収容施設の供与)

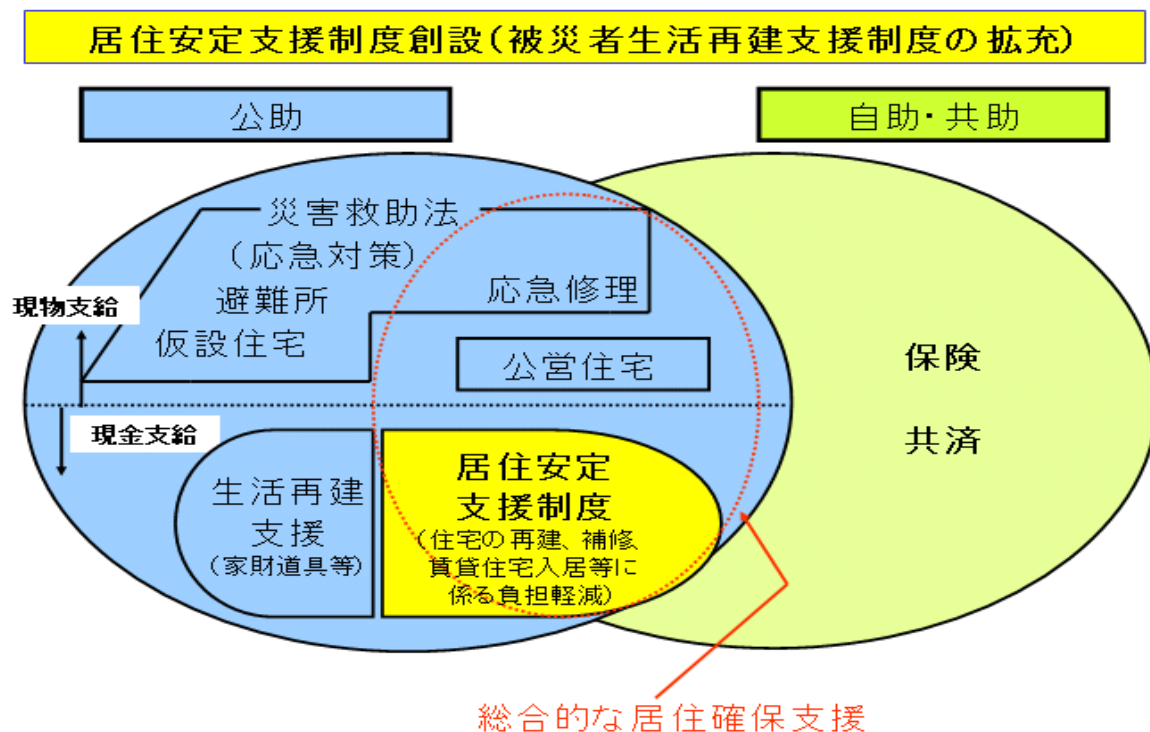
第二条 法第四条第一項第一号の避難所及び応急仮設住宅の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

二 応急仮設住宅

- イ 住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに供与するものであること。
- ロ 一戸当たりの規模は、二十九・七平方メートルを標準とし、その設置のため支出できる費用は、二百五十三万円以内とすること。
- ハ 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できるととし、一施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は、ロにかかわらず、別に定めるところによること。
- ニ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を応急仮設住宅として設置できること。
- ホ 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらを供与することができること。
- ヘ 災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置しなければならないこと。
- ト 応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十五条第三項又は第四項に規定する期限までとすること。

自助・共助・公助についての内閣府の基本的な考え方

基本的な考え方は、従来の生活再建支援制度と同様、被災者自らの努力で居住安定を確保しようとする場合に、その早期立ち上げを後押しするものである。住宅の再建等、居住の確保については、保険、共済等の「自助、共助」が基本であり、「公助」でそれを側面的に支援するというものであることに留意されたい。また、事前に住宅の耐震改修、補強を行う等、自らの備えを行うことも重要である。



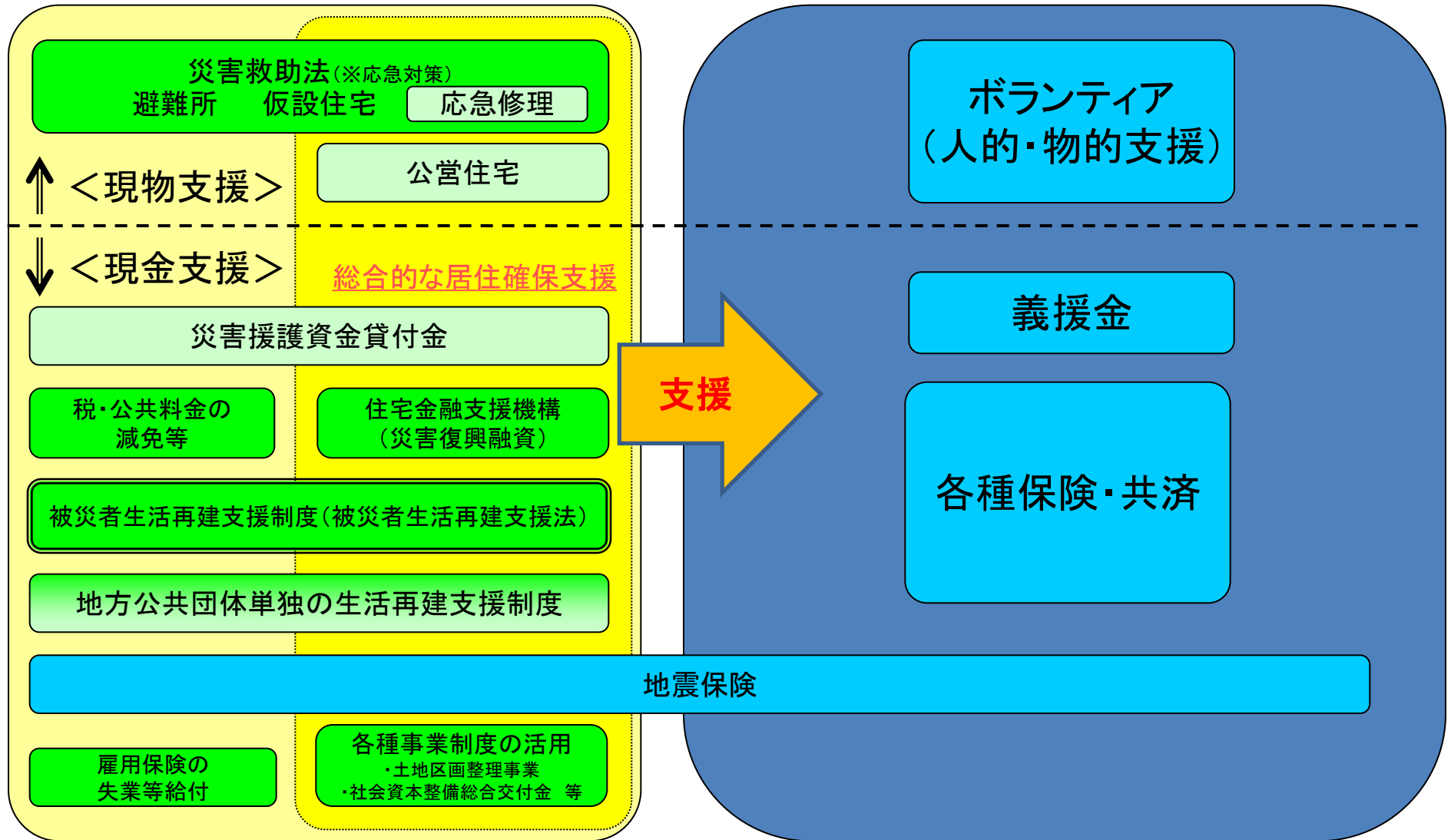
出典:

「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について(抄)」別紙1「被災者生活再建支援制度の拡充について」
(平成16年4月1日府政防第361号内閣府政策統括官(防災担当)通知)
(各都道府県知事、財団法人各都道府県会館理事長あて)

自然災害による生活再建の全体像

公 助

自助・共助=[基本]



(凡例) 所得制限がない、又は所得制限はあるが国民の大半が支援対象になり得るもの

 所得制限があるもの

 自助又は共助(所得制限とは無関係)

※「被災者に対する国の支援のあり方に関する検討会」(平成23年2月資料を一部修正)

住家被害と応急仮設住宅供給戸数

		阪神・淡路大震災 (H7.1.17)	新潟中越地震 (H16.10.23)	東日本大震災 (H23.3.11)
住家被害	全壊	104,906棟 (※1)	3,175棟 (※2)	127,291棟 (※3)
	半壊	144,274棟 (※1)	13,810棟 (※2)	272,810棟 (※3)
	合計 (全壊・半壊)	249,180棟	16,985棟	400,101棟
応急仮設住宅	応急仮設住宅 (建設分)	48,300戸	3,460戸	53,194戸 (※4)
	応急仮設住宅 (みなし仮設住宅)	139戸	174戸	68,645戸 (※5)
	合計 (建設・みなし分)	48,439	3,634戸	121,839戸

(※1) 阪神・淡路大震災について(確定報) 消防庁 (H18.5.19)

(※2) 平成16年(2004年)新潟県中越地震(確定報) 消防庁 (H21.10.21)

(※3) 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)について(第149報) (H26.3.7)

(※4) 平成26年3月1日時点

(※5) 平成24年3月30日時点

資料:「応急仮設住宅建設必携中間とりまとめ」平成24年5月 国土交通省住宅局住宅生産課 より加筆・修正

応急仮設住宅の建設コスト

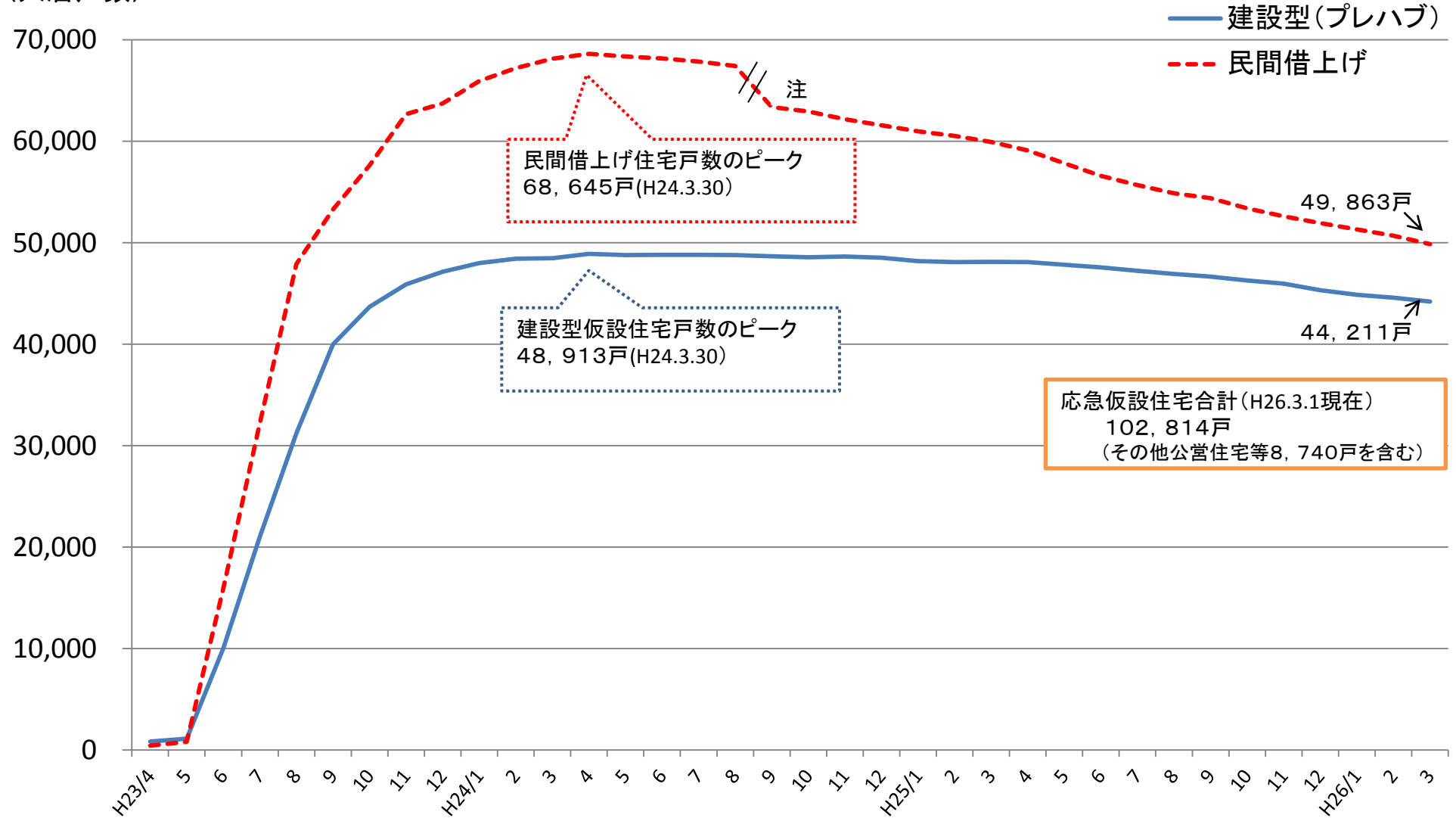
■近年の災害における応急仮設住宅建設に係る戸当たり単価

発災日	災害名	災害救助法に基づく 一般基準(円)	実際の単価 (特別基準(円))
2004年10月23日	新潟県中越地震	2,433,000	4,725,864
2007年3月25日	能登半島地震	2,342,000	5,027,948
2007年7月16日	新潟県中越沖地震	2,326,000	4,977,998
2008年6月14日	宮城・岩手内陸地震(岩手県)	2,366,000	5,418,549
	宮城・岩手内陸地震(宮城県)		4,510,000
2011年3月11日	東日本大震災(岩手県)	2,387,000	約617万円 ※
	東日本大震災(宮城県)		約730万円 ※
	東日本大震災(福島県)		約689万円 ※

※ 談話室・集会所の建設費、造成費、追加工事費を含む建設コストの戸当たりの平均コスト
(平成25年1月時点 厚生労働省調べ)。

東日本大震災における応急仮設住宅の推移(入居)

(入居戸数)



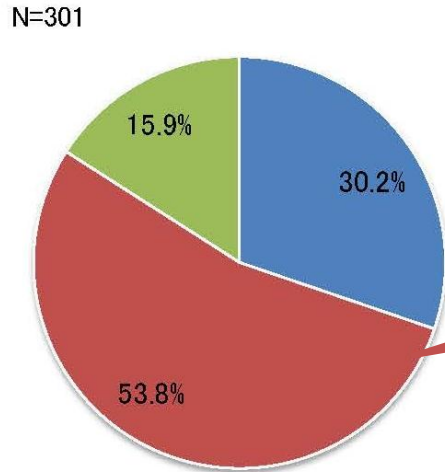
注 データの集計方法が異なるため、連続しない。

(内閣府調べ 平成26年3月1日)

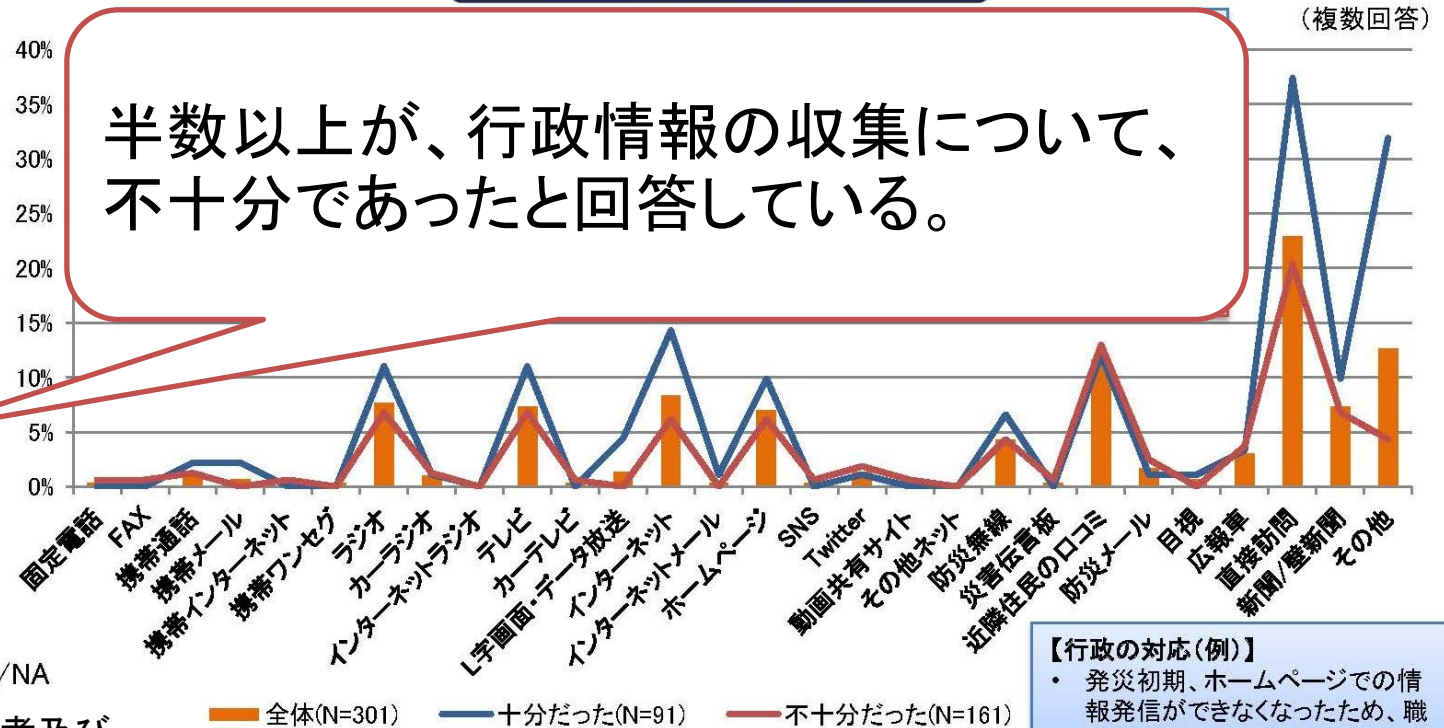
災害時の行政情報の入手(収集)状況について(総務省調査①)

- 行政情報収集の充足度について、「十分だった」30.2%、「不十分だった」53.8%、「分からない/無回答」15.9%である。
- 行政情報の収集手段は、「直接訪問」22.9%の比率が最も高く、次いで「近隣住民のロコミ」11.6%、「インターネット」8.3% (特にホームページ7.0%)、「ラジオ」7.6%、「テレビ」及び「新聞/壁新聞」7.3%と続いている。停電による端末の充電問題をかかえ、乾電池が利用できるラジオ、直接訪問やロコミの利用が多かったと推察される。
- 行政情報収集の充足度と手段の関係を見ると、充足度の高い回答者では、「直接訪問」、「インターネット」、「ラジオ」、「テレビ」の比率が高い。

行政情報収集の充足度



行政情報の収集手段



(調査対象：東日本大震災の被災者及びボランティア等の活動者)

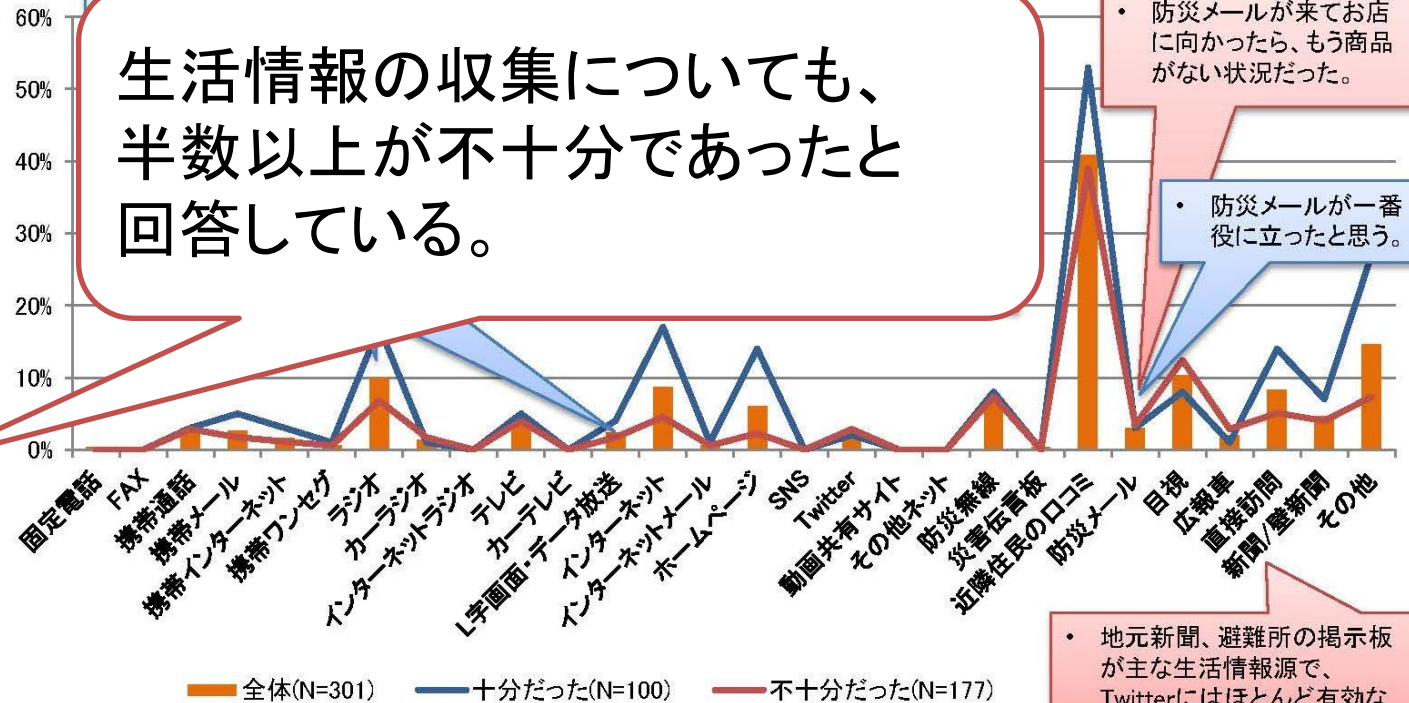
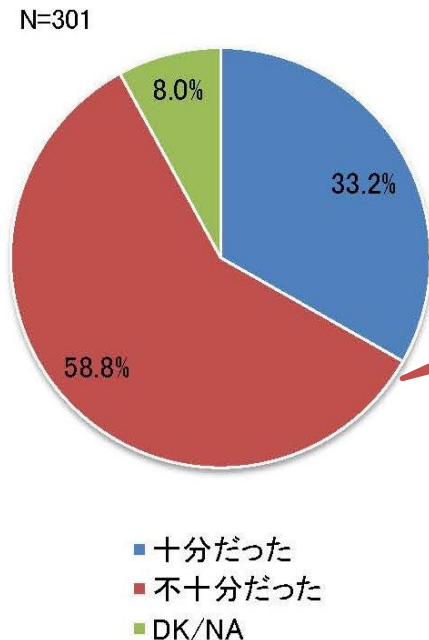
【行政の対応(例)】
 ・ 発災初期、ホームページでの情報発信ができなくなったため、職員が携帯からも発信可能なTwitterやFacebookを活用した。

災害時の生活情報の入手(収集)状況について(総務省調査②)

- 生活情報収集の充足度について、「十分だった」33.2%、「不十分だった」58.8%、「分からない/無回答」8.0%である。
- 生活情報の収集手段は、「近隣住民のロコミ」40.9%の比率が最も高く、次いで「その他」として挙げられている、「職務上収集可能な立場にあった」が14.6%、「目視」10.3%、「ラジオ」10.0%、「インターネット」8.6%(特にホームページ6.0%)、「直接訪問」8.3%、「防災無線」7.0%と続いている。
- 生活情報収集の充足度と手段の関係を見ると、充足度の高い回答者では、「その他(職務上)」の他に、「近隣住民のロコミ」、「インターネット(特に、ホームページ)」、「ラジオ」、「直接訪問」の比率が高い。

生活情報収集の充足度

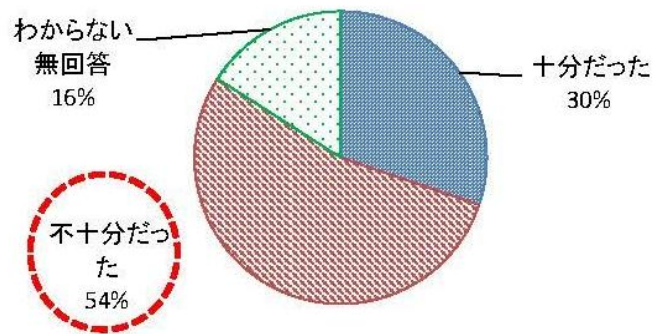
生活情報の収集手段



災害時の情報提供の不足（総務省調査③）

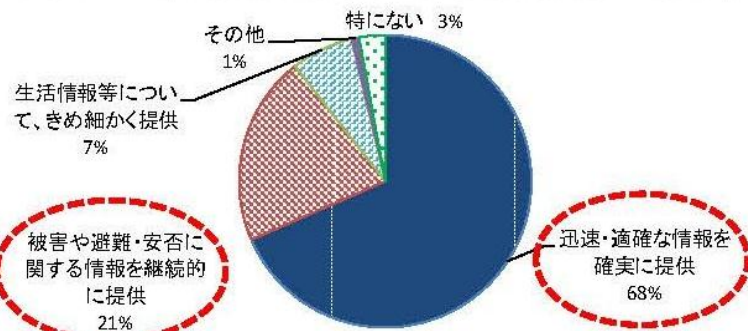
- 東日本大震災発災時、住民の多くは行政による災害情報の提供が不十分だったと評価。
- 自治体側も、迅速・適確な災害情報の確実な提供、継続的な提供が課題と認識。

行政による災害情報提供の充足度（住民の評価）



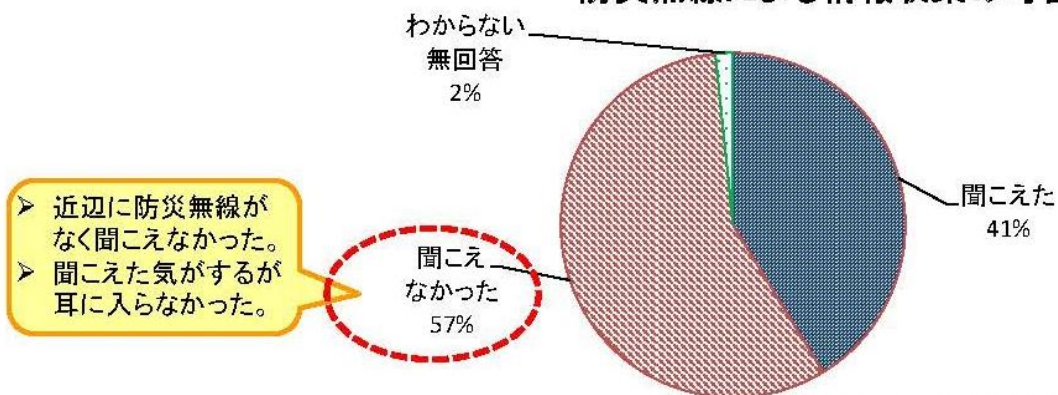
（出典）総務省「災害時における情報通信の在り方に関する調査」（平成24年）

住民への災害情報提供の課題（自治体の評価）



（出典）総務省「地域におけるICT利活用の現状及び経済効果に関する調査」（平成24年）

防災無線による情報収集の可否



（出典）総務省「災害時における情報通信の在り方に関する調査」（平成24年）

住民へ迅速かつ適確な情報を**確実に**提供することが重要。

法令等の規定(現状)について

- 地方公共団体の長等は、法令・防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集、伝達に努めなければならないと規定されている。

災害対策基本法（抄）

（情報の収集及び伝達等）

第五十一条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下「災害応急対策責任者」という。）は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならない。

- 2 災害応急対策責任者は、前項の災害に関する情報の収集及び伝達に当たっては、地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項に規定する地理空間情報をいう。）の活用に努めなければならない。
- 3 災害応急対策責任者は、災害に関する情報を共有し、相互に連携して災害応急対策の実施に努めなければならない。

○ 避難所はもとより、在宅避難などの被災者に対しても情報提供を行うよう努めなければならないと規定されているが、情報提供すべき内容や方法等については必ずしも明確となっていない。

(避難所における生活環境の整備等)

第八十六条の六 災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

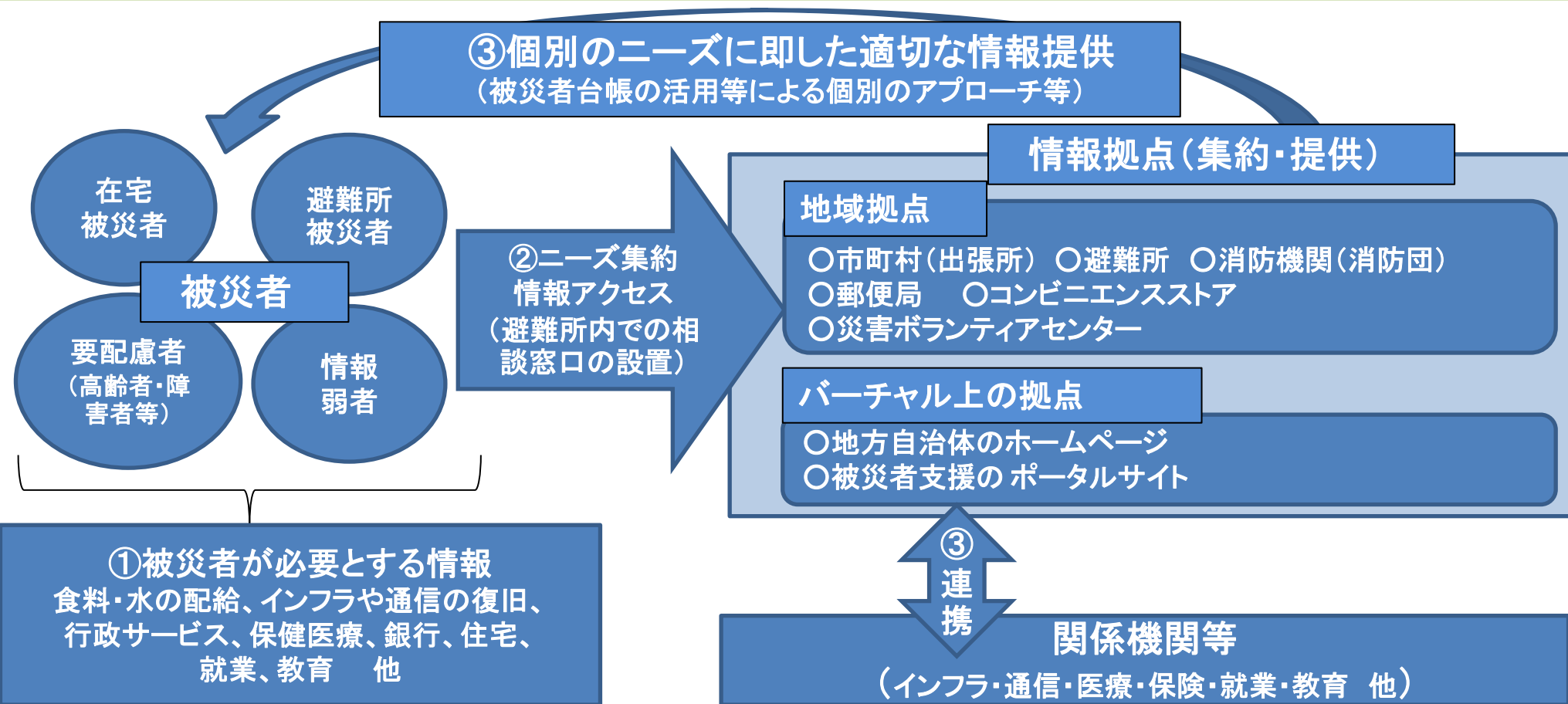
(避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮)

第八十六条の七 災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

被災者が必要とする情報に迅速にアクセスできる仕組みづくり(案)

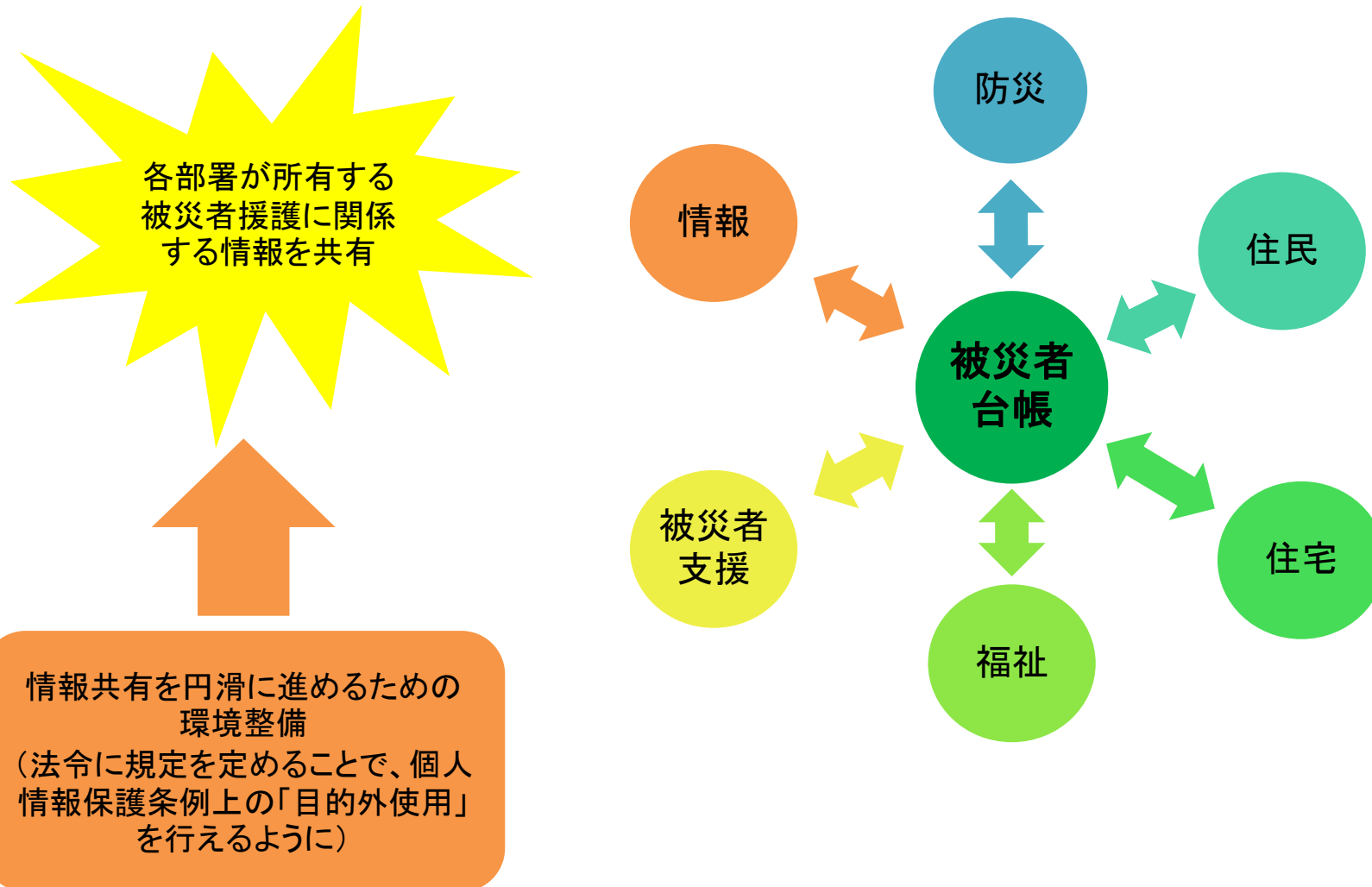
大雨豪雨、竜巻被害での課題なども含め、被災者の立場に立った正確で必要な情報への迅速なアクセスが十分に機能し、必要な支援が早期に受けられるよう情報拠点の整備も含め、以下について検討する。

- ①被災者にとって必要となる情報は何か
- ②被災者が必要とする情報を、誰がどこで、どのように情報を吸い上げ、判断するか
- ③被災者に正確かつ迅速に提供するための方法(被災者台帳の活用、HP、SNS等)



被災者台帳の整備について

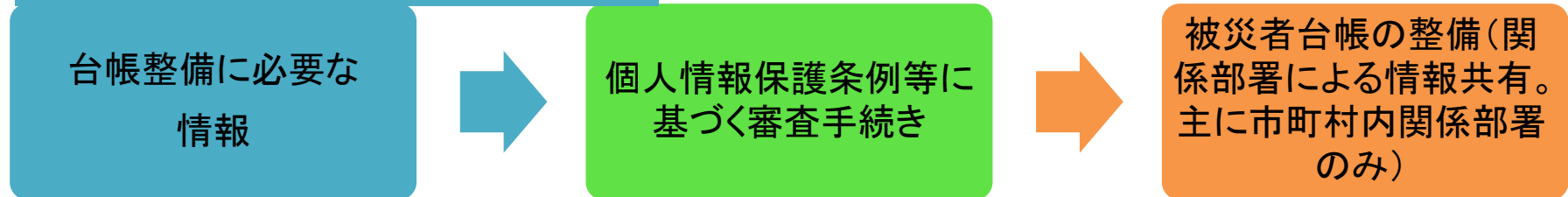
被災者支援について「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約するもの



被災者台帳の目的

- 当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認める場合に整備するもの
- 当該市町村内の関係部署において、情報を共有し、被災者の援護を行うために活用
- 一定の手続き等により、必要な情報を他の地方公共団体、その他の団体にも提供することも可能とすることで、被災者の援護をより効率的に行うことも可能に

法令整備前に生じていた主な課題



- 必要な情報について、審査手続き等を経ることが必要なため、時間がかかり、災害発生後の迅速な情報共有が困難
(→災害発生前から審査手続き等を行っておくことにより対応可能であるが、実際に災害発生前から手続き等を行っている地方公共団体は多くない)
- 「目的外使用」への理解について、法令による明確な目的が明示されていなかったため、関係部署(特に保有情報を提供する部署)からの協力を得ることが困難
- 他の地方公共団体(都道府県、市町村外避難者がいる場合の避難先市町村等)との情報提供、情報収集に関する手続きが明示されていなかったため、他の地方公共団体との情報共有が困難
- 被災者の援護のための各種支援措置がある事業者等への情報提供について、手続きが明示されていなかったため、市町村が保有する被災の情報について、外部提供が困難

課題解決のために災害対策基本法において「被災者台帳」を整備

被災者台帳整備の主なメリット



○関係部署による情報共有による重複の排除

- ・各部署で同様の情報を収集するための手間を排除(いずれかの部署で収集し、共有する)による時間・コスト等の軽減
- ・罹災の状況等、市町村内の他の部署が有している情報を何度も被災者に申請させる必要がなくなる



○援護の漏れ、二重支給等の防止

- ・援護の資格を有する(対象者である)被災者の状況を的確に把握し、漏れを防止
- ・二重支給や他の援護を受けていた場合、援護対象から外れるような要件があるものについて、要件に合致するかどうかを把握可能



○迅速な対応

- ・援護を実施する部署において、必要な情報を有することとなるため、被災者の援護について、迅速な対応が可能



○被災者の負担軽減、的確な援護実施

- ・被災者が複数の援護担当部署で何度も同様の申請を行わずに済む
- ・他の地方公共団体との情報共有により、市町村が総合的な対策・助言を実施可能となる
- ・本人同意等の手続きを経ることにより、公共料金等の減免に必要な情報についても、市町村から関係事業者提供可能となり、被災者からの申請等手続き軽減が期待される

被災者台帳の掲載・記録項目

1. 災害対策基本法第90条の3

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
- ⑥ 援護の実施の状況
- ⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2. 災害対策基本法施行規則第8条の5

- ① 電話番号その他の連絡先
- ② 世帯の構成
- ③ 罹災証明書¹の交付の状況
- ④ 市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- ⑤ 前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- ⑥ 被災者台帳の作成に当たって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項

※詳細な援護の実施等に関する項目、市町村長が必要と認める事項等の事例について、平成26年度に内閣府において調査を実施予定

外部からの情報収集、外部への情報提供

①市町村内における台帳情報(法第90条の4第1項第2号)

- ・被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用することは可能

②被災者台帳整備のための他の地方公共団体への情報提供依頼(法第90条の3第4項)

- ・関係地方公共団体等へ被災者台帳整備に必要な情報の提供を求めることができる
(例:都道府県における災害救助法に基づく援護の状況等)
- ・提供を求められた関係地方公共団体においては、個人情報保護条例等における「法令の定め」により、目的外使用(情報提供)が可能

③他の地方公共団体からの台帳情報提供依頼(法第90条の4第1項第3号)

- ・他の地方公共団体は、被災者の援護のために必要な限度で、台帳情報の提供を求めることができる
- ・提供を求められた台帳整備市町村においては、個人情報保護条例等における「法令の定め」により、目的外使用(情報提供)が可能
- ・本人同意は不要とされている

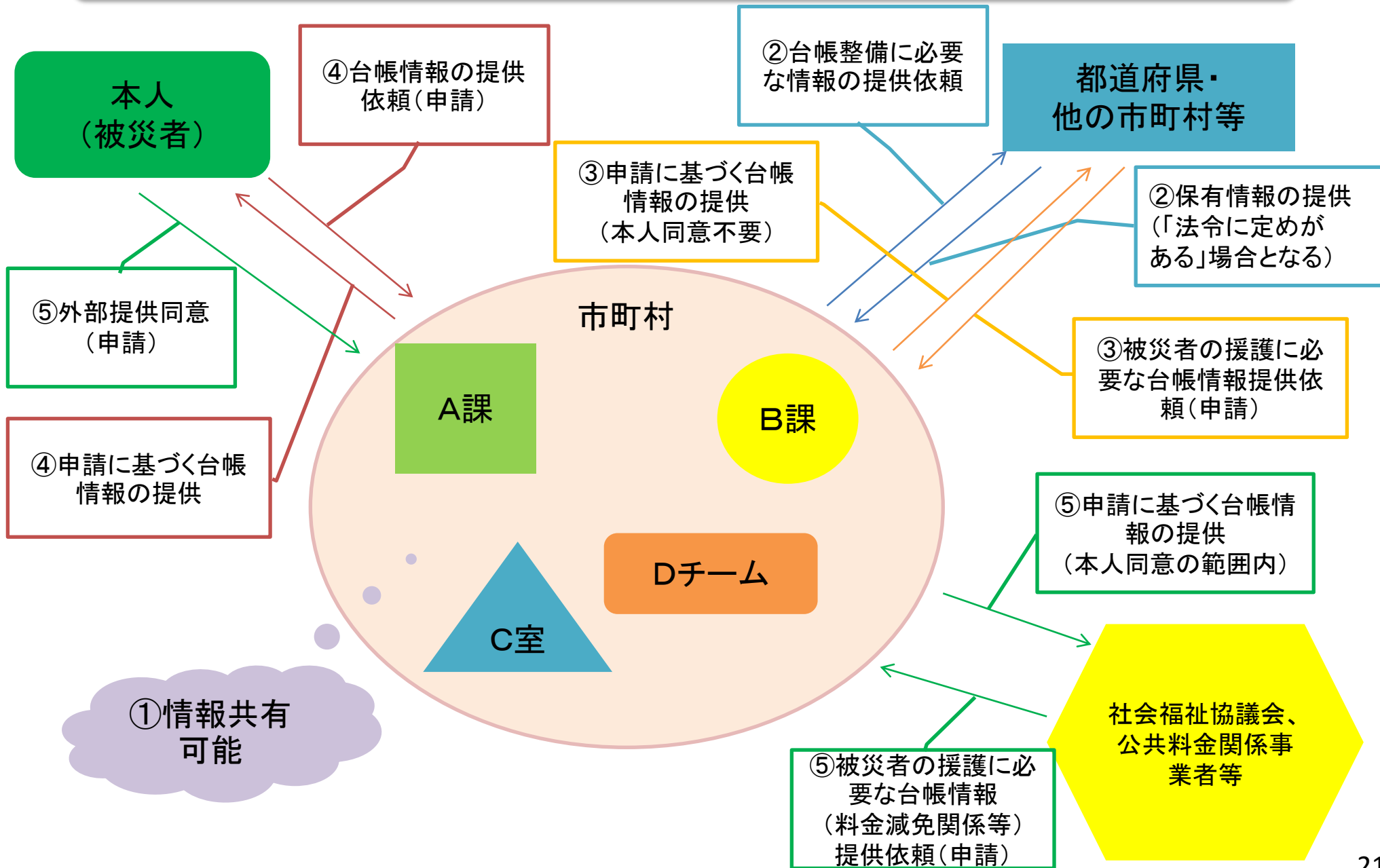
④本人の台帳情報提供依頼(法第90条の4第1項第1号)

- ・本人は、台帳情報の提供を求めることができる
- ・提供を求められた台帳整備市町村においては、求められた台帳情報を提供

⑤本人同意を得た台帳情報提供(法第90条の4第1項第1号)

- ・本人の同意があるときに限り、本人が同意した提供先に台帳情報の提供することができる
- ・本人が同意した提供先においては、被災者の援護に必要な情報について提供依頼を台帳整備市町村に対して行う
- ・台帳整備市町村においては、本人の同意の範囲内で、台帳情報を提供する

外部からの情報収集、外部への情報提供



災害に係る民間保険・共済の現状・課題等について

(現状等)

- 自然災害が発生した場合の被害に関しては、「自助」と「共助」を基本とし、それを公助で支援する、という基本的考えで対応している。
- 首都直下地震、南海トラフ大地震等により、住宅に係る甚大な被害が予測されている。災害による被害を保障する民間保険・共済としては、主に、火災保険、地震保険、共済があるが、このうち、火災保険等は、現在、1世帯当たりの加入件数が「約0.85」まで増加。
 - ※ 平成26年9月の埼玉県・千葉県での竜巻被害では、建物被害「約1,500件」に対し、保険会社から、「1,700件」を超える保険金（火災保険等）が支払われている。（他にも共済からの支払あり）
 - ※ 統計を取り始めた平成13年度末における火災保険の契約件数は、約2,350万件。
その後増加し、23年度末における火災保険の契約件数は、約2,620万件（平成13年度末対比＋約270万件）
- 一方、地震保険（官民共同の保険）や共済についても、阪神・淡路大震災発生以降、加入件数が年々増加しており、1世帯当たりの加入件数は「約0.49」。
 - ※ 東日本大震災では、地震保険により約1.2兆円が支払われている。（被災者生活再建支援金は約0.4兆円）
 - ※ 平成6年度末における地震保険の加入件数は、約400万件。その後増加し、24年度末では約1,500万件（約4倍）

◆火災・地震リスクをカバーする「保険＋共済」の加入状況について

(平成24年3月31日現在)

全国世帯数(A) 54,171,475世帯	
火災保険等件数合計(B) 46,104,965件 (うち保険 26,235,875件) (うち共済 19,869,090件)	(火災保険等)世帯当たり加入件数(B/A) 0.85件 (機械的計算による推計値)
地震保険等件数合計(C) 26,674,363件 (うち保険14,088,665件) (うち共済12,585,698件)	(地震保険等)世帯当たり加入件数(C/A) 0.49件 (機械的計算による推計値)

※火災「保険」件数は全損害保険会社の保有集計値、火災「共済」件数はJA共済・全労済・都道府県共済の保有集計値

※地震「保険」件数は全損害保険会社の保有集計値、地震「共済」件数は上記主要共済の保有集計値

(注) 「1世帯当たり加入件数」は、保険や共済の契約件数を単純合計し、それを全国世帯数で除した機械的計算による数値(推計値)であり、一つの世帯で複数契約している可能性があり得ること等に留意が必要。

(地震保険等については、機械的計算により、100世帯中49世帯が加入している、と推計されるという数値。)

(参考)

地震保険による備えの状況(損害保険料率算出機構の統計をもとに計算)

地震保険の加入件数(24年度末) 1,505万件 (世帯加入率 27.1%)

1件当たり(平均)保険金額(24年度) 建物1,030万円、家財270万円
(=保険金額÷保険対象件数)

1件当たり(平均)保険料額(24年度新契約分) 建物24,700円(年間)
(=保険料÷保険対象件数) 家財6,000円(年間)

(注) 地震保険に係る1回の地震等による総支払限度額は「7兆円」

東日本大震災における地震保険の支払状況等

地震保険等支払額……………約2.1兆円
(地震保険金支払額約1.2兆円、JA共済(建物更生共済)支払額約0.9兆円)

被災者生活再建支援法に基づく支援金支給見込み額……………約0.4兆円

(注) 東日本大震災における建築物等(住宅・宅地)の被害額(再調達価額)推計は約5.9兆円。
地震保険については、震災後3か月以内に約7割(53万件)、6か月以内に約9割(69万件)が支払済。

◆制度の特色

- ・被災した住宅の再建を支援する制度（住宅の再建等を行う場合に給付）
- ・住宅所有者の助け合いの制度（自助・公助・共助の枠組み）
- ・兵庫県が保証する安心の制度（運営：公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金）
- ・あらゆる自然災害を対象（地震・台風・洪水等）
- ・小さな負担で大きな支援（年額5,000円、給付額最大600万円）

◆制度の拡充

平成19年10月 マンション共用部分加入共済制度を創設

（年額2,400円×住戸数、給付額最大300万円×住戸数）

平成22年 8月 家財再建共済制度を創設

（年額1,500円、給付額最大50万円）

平成26年 8月 一部損壊（損害割合10%以上）を対象とする制度（「一部損壊特約」）を創設

（年額500円の追加負担、給付額最大25万円）

◆加入状況（H26.4末）

住宅再建共済制度 159,345戸（加入率 9.0% ＊一戸建て：13.1%）

家財再建共済制度 44,164戸（加入率 2.2%）

◆給付実績（H26.4末）

住宅再建共済制度 256戸、4億8,940万円

家財再建共済制度 58戸、1,025万円

東日本大震災に際し、罹災証明書の交付に長期間を要し、結果として被災者支援の実施そのものに遅れが生じた事例も少なくなかった結果を踏まえ、住家の調査に従事する職員の育成や、他の地方公共団体や民間団体との連携確保などに平常時から努めることを、市町村長の義務とした。

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)(抜粋)

(罹災証明書の交付)

第九十条の二 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面(次項において「罹災証明書」という。)を交付しなければならない。

2 市町村長は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、前項の規定による調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、当該市町村と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

■防災基本計画(平成26年1月 中央防災会議決定)(抜粋)

第2編 各災害に共通する対策編

第1章 災害予防

第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策, 災害復旧・復興への備え

11 災害復旧・復興への備え (2) 罹災証明書の発行体制の整備

○市町村は, 災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう, 住家被害の調査の担当者の育成, 他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど, 罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

○都道府県は, 市町村に対し, 住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により, 災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。

第3章 災害復旧・復興

第4節 被災者等の生活再建等の支援

○市町村は, 災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに, 各種の支援措置を早期に実施するため, 災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し, 遅滞なく, 住家等の被害の程度を調査し, 被災者に罹災証明書を交付するものとする。

※ 「第3編 地震災害対策編」、「第4編 津波災害対策編」、「第5編 風水害対策編」、「第6編 火山災害対策編」、「第7編 雪害対策編」、「第14編 大規模な火事災害対策編」にも同様の記載あり

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」の改定(平成25年6月)

1. 東日本大震災以降に発出した事務連絡の運用指針への反映

- 地盤の液状化等により損傷した住家の被害認定方法(平成23年5月2日付け事務連絡「地盤に係る住家被害認定の調査・判定方法について」)について、恒久化し運用指針へ反映
- 平成23年東北地方太平洋沖地震に係る住家被害認定の調査方法(平成23年3月31日付け事務連絡「平成23年東北地方太平洋沖地震に係る住家被害認定迅速化のための調査方法について」)のうち「1. 津波による住家被害」について、一部改定のうえ、水害編の第1次調査として運用指針へ反映

2. 部位別構成比の見直し

- 固定資産評価基準の見直し等を踏まえた部位別構成比の見直し

木造・プレハブ住家

(平成21年)	
屋根	10%
柱(又は耐力壁)	20%



改定後	
屋根	15%
柱(又は耐力壁)	15%

地震による被害に係る第1次調査(木造・プレハブ住家)

(平成21年)	
屋根	10%
壁(外壁)	80%



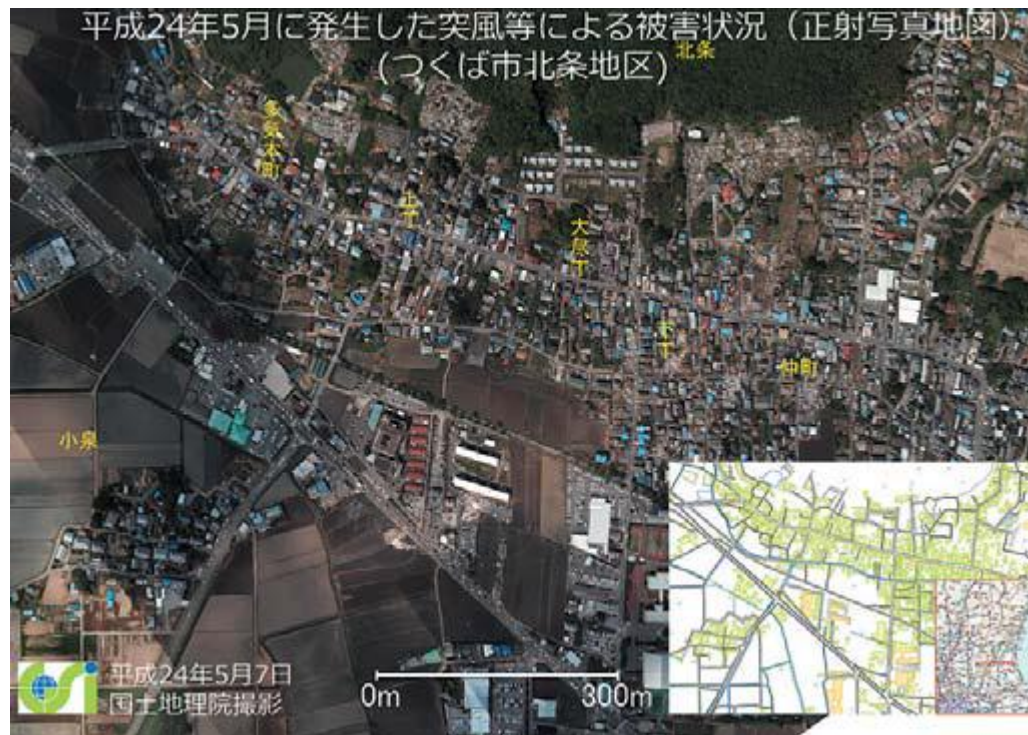
改定後	
屋根	15%
壁(外壁)	75%

国土地理院による空中写真の撮影・提供

- 国土地理院においては、いつ発生するか分からない自然災害に迅速に対応するため、測量用航空機「くにかぜⅢ」により通年で機動性のある運航を可能とする体制を取っている。
- 地震、火山噴火、水害等の大規模な災害発生時には、その状況に応じて空中写真の緊急撮影等による観測を行い、迅速に災害情報等を関係機関に提供している(国土地理院HP上でも公開)。



測量用航空機「くにかぜⅢ」



平成24年5月に発生した突風等による被害状況
(つくば市北条地区)

空中写真(東北地方太平洋沖地震:仙台市若林区荒浜周辺)
上:被災前(2008年撮影) 下:被災後(2011年3月12日撮影)